

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル実施要領

1. プロポーザルの目的

新宿区役所本庁舎は、昭和 41 年の建設後 46 年余が経過している。平成 23 年度、24 年度に実施した耐震診断の結果、「所要の耐震性に問題あり」とされた。

これを踏まえ、震災時における来庁者や職員の安全確保、行政機能の保全等の観点から、本庁舎の耐震改修工事を実施することとした。

本庁舎の耐震改修工事の実施にあたっては、耐震性能に優れ、工事中の区民サービス低下や騒音、振動等による周辺環境への影響を極力回避するとともに、経費の低減も図れる免震工法を採用する。

近年、免震改修工法の技術革新が進んでいることから、建設業者の持つ優れた技術と施工方法等についての創意工夫を最大限活用し、工事施工中及び施工後の安全性、工事期間、工事金額等を総合的に検討し、本庁舎に最も適した免震工法の設計施工を一括で行う工事業者を選定するため公募型プロポーザルを実施する。

2. プロポーザルの概要

(1) プロポーザルの名称

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル

(2) プロポーザルの対象

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル(以下「本プロポーザル」という)は、新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル要求水準書(以下「要求水準書」という)に示す本庁舎免震改修工事(付帯工事を含む)に係る設計施工一括の技術提案を対象とする(設計監理及び工事監理は、本プロポーザルの対象としない)。

(3) 工法

本庁舎の構造、区民サービスへの影響等を勘案し、耐震補強工法については、本庁舎地下 1 階または地下 2 階部分における中間階免震工法またはそれと同等水準以上の免震工法とする。

(4) 工期(設計等を含む)

平成 25 年 7 月頃(予定)から、原則平成 27 年 12 月末とする。

3. 応募資格等

プロポーザルの応募資格は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。基準日については、公募開始の日とする。

なお、契約時までには下記の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 東京電子自治体共同運営協議会の電子調達サービスで入札参加資格を有すること。
- (3) 従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。
- (4) 金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況にないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の適応を申請した者にあつては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。
- (7) 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 15 条の規定に基づく、建築工事業における特定建設業の許可を受けていること。
- (8) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条の規定による一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (9) 延べ面積 3,000 m²以上の事務所、庁舎等の建築物について、免震工法による耐震改修工事の設計及び施工の契約履行実績があること(施工中のものを含む)。
- (10) 新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱による指名停止期間中でないこと。
- (11) 新宿区契約における暴力団等排除措置要綱(平成 24 年 2 月 3 日 23 新総契契第 221 号)別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

4. 募集要領の公表

別に定める新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル募集要領（以下、「募集要領」という）及び要求水準書を新宿区ホームページに掲出し、公表する。

5. 応募等

プロポーザルに応募しようとする事業者は、募集要領で定める期限までに、新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル参加申込書兼誓約書（様式第 1 号。以下、「申込書」という。）と募集要領で定める書類を添えて応募する。

6. 提案書の提出

10(2)による一次審査を通過した事業者は、募集要領で定める期限までに、募集要領で定める提案書を提出するものとする。

7. 質問と回答

応募事業者は募集要領に定めるところにより、プロポーザルの内容について質問を行うことができる。

8. 辞退

応募事業者について募集要領で定める期限までに提案書が到達しなかったときは、申込みを取消したものとみなす。

9. 選定基準

新宿区役所本庁舎免震改修工事業者選定基準（以下、「選定基準」という。）を定める。

10. 提案の審査等

(1) 審査方法

参加申込時の提出書類及び提出された提案書により、選定基準に基づいて「技術提案内容」「経済性」「地域貢献度」「実績」等について審査する。

(2) 一次審査

参加申込時の提出書類(様式 1～4)により、新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル選定委員会（以下、「選定委員会」という）において、一次審査（選定基準に基づき経営事項審査及び実績等を審査）を行い、5者以内を選定する。

(3) 一次選定結果の通知

一次選定の結果について、次の各号に掲げる応募事業者の区分に応じ、当該各号に定める書類により通知する。

①二次選定を行う事業者

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル一次選定合格通知書（第2号様式）

②その他の応募事業者

新宿区役所本庁舎免震改修工事者不採用通知書（第3号様式）

(4) 二次審査

一次審査により選定した事業者を対象として、プレゼンテーションを実施する。その後、選定基準に基づき二次審査を行い、評価点の合計が最も高い者を最終採用事業者として選定する。

(5) 二次審査の評価方法

①技術提案内容

- ・耐震性能（建物機能、構造体、非構造部材、建築設備関連等を含む建物全体としての耐震性能を示す）
- ・施工方法
- ・工事期間中の影響
- ・工期
- ・施工後の影響
- ・施工後の美観、周辺との調和及び環境への配慮
- ・耐久性、維持管理

②経済性(概算設計費及び工事費の合計額)

③地域貢献度(新宿区内業者の活用度)

④実績(免震改修工事設計・施工の実績)

⑤総合評価(提案内容を総合的に評価)

(6) 二次選定結果の通知

二次選定の結果について、次の①、②に掲げる応募事業者の区分に応じ、①、②に定める書類により通知する。

①最終採用事業者の選定を受けた応募事業者

新宿区役所本庁舎免震改修工事業者採用通知書（様式第4号）

②その他の応募事業者

新宿区役所本庁舎免震改修工事業者不採用通知書（様式第3号）

(7) 選定結果の公表

最終採用業者名および二次審査を行った提案内容の概要等については、新宿区公式ホームページにおいて公表する。

11. 参加報酬

技術提案書を提出し、プレゼンテーションを実施した提案者には、技術提案書作成及び提出に関する費用として1社あたり20万円を支払う。

ただし、選定された者及び失格者は、支払いの対象としない。

12. その他

- (1) 提案の著作権は、各提案者に帰属する。ただし、区が必要とするときは、最終採用事業者の提案は無償で、その他の者の提案については協議のうえ、無償で使用することができるものとする。
- (2) 技術提案に提案者または提案者以外の者が所有する工業所有権を含む場合、その旨及び利用条件を明記するものとする。
- (3) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案(参加申込書を含む)を行った者または公正な価格の成立を阻害し、若しくは不正な利益を得ようとした者は、失格とする。
- (4) 本プロポーザルにおいて入手した区の情報等を本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、第三者に漏らしてはならない。
- (5) 本プロポーザルに係る提出物は返却しない。
- (6) 選定された提案内容については、必要に応じて公表する場合がある。

13. 補則

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は別に定める。

平成 年 月 日

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル参加申込書兼誓約書

新宿区長様

住所

商号又は名称

代表者名 印

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル実施要領の規定により、新宿区役所本庁舎免震改修工事業者を選定するためのプロポーザルに応募します。

なお、提出書類の記載事項は、事実と相違ないこと及び当社が本プロポーザルの応募資格を有していることを誓約いたします。

担当者職・氏名

連絡先電話番号

E メールアドレス

(様式第 2 号)

平成 年 月 日

様

新宿区総務部長

(公 印)

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル一次審査合格通知書

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザルについて、提出のあった参加申込書、参加者概要書、免震改修工事实績調書及び類似工事施工実績説明書に基づき選定を行った結果、貴社は一次選定合格となりました。つきましては、下記の日程で新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル技術提案書作成要領等を配付いたします。

記

- | | |
|-------|-----------------------------------|
| 1 日 時 | 平成 年 月 日 () 時 分～ 時 分 |
| 2 会 場 | |
| 3 内 容 | 新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザル技術提案書作成要領等の配付 |

(様式第3号)

平成 年 月 日

様

新宿区長

(公 印)

新宿区役所本庁舎免震改修工事業者不採用通知書

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザルについて、提出のあった参加申込書、参加者概要書、免震改修工事实績調書及び類似工事施工実績説明書に基づき選定を行った結果、貴社は選定に至りませんでしたので通知します。

(様式第 4 号)

平成 年 月 日

様

新宿区長

(公 印)

新宿区役所本庁舎免震改修工事業者採用通知書

新宿区役所本庁舎免震改修工事プロポーザルについて、提出のあった提案書に基づき選定を行った結果、貴社が選定されましたので通知します。

なお、契約締結その他必要な事項については、別途ご連絡いたします。